◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 27 年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種 類 / 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
ごみ 搬 入 量	2,292.84	2,343.20	2,263.58	2,345.66	2,294.12	2,265.16	2,353.18	2,246.46	2,570.10	2,077.02	1,952.18	2,200.84
残 滓 搬 出 量	201	372	271	280	243	291	264	287	234	298	246	336

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1 号炉

項目/月		4 月	5 月	6 月	7月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	
測定結果の得られた日		15	31	7	休炉	26	28	休炉	2	27	休炉	19	30	
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置	915	913	914	_	915	914	_	916	924	_	918	916	
温度 ℃	再燃室		913											
集じん器に流入する	測定位置	170	177	177		177	177	_	172	174	_	176	173	
燃焼ガス温度 ℃	BF 入口	176	177	177	_									
排ガス中の一酸化炭	測定位置	- 0		0	0		0			0			0	0
素濃度 ppm	煙突入口		0	0		0	0	_	0	0		0	0	
冷却設備及び排ガス設	は備に堆積し	常時機械式	常時機械式	常時機械式		常時機械式	常時機械式		常時機械式	常時機械式		常時機械式	常時機械式	
たばいじんの除去		清掃装置	清掃装置	清掃装置	_	清掃装置	清掃装置	_	清掃装置	清掃装置	_	清掃装置	清掃装置	

2号炉

項目/月		4 月	5月	6 月	7月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月		
測定結果の得られた日		6	休炉	18	23	休炉	休炉	25	20	休炉	27	1	休炉		
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置	908		914	908	_	_	917	907	_	915	908			
温度 ℃	再燃室		_										_		
集じん器に流入する	測定位置	470		178	179	_	_	178	179		176	176			
燃焼ガス温度 ℃	BF 入口	178	_	178						_			_		
排ガス中の一酸化炭	測定位置	- 0 -	0	0		0	0			0					
素濃度 ppm	煙突入口		_	U	0	_	_	0	0	_	0	0	_		
冷却設備及び排ガス設	は備に堆積し	常時機械式		常時機械式	常時機械式			常時機械式	常時機械式		常時機械式	常時機械式			
たばいじんの除去		清掃装置	_	清掃装置	清掃装置			清掃装置	清掃装置	_	清掃装置	清掃装置	_		

- ○注:BFとはバグフィルタの略です。
- ○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で閲覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。
- ○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号二)

項 目 / 焼却炉		1 号 炉			2 号 炉		測定実施回数		
試 料 採 取 位 置		煙突出口			煙突出口		ばい煙濃度測定回数		
試 料 採 取 月 日	5月14日	12月17日	2月17日	6月19日	10月13日	1月18日	6 回/年		
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月19日	1月28日	3月17日	7月24日	12月10日	2月24日	ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日				2月10日	3月25日		12月25日	2月24日	4 回/年
測定項目	規制基準値	単位	測 定 結 果 (酸素濃度12%換算值)					適 用 法 令	
ばいじん	0.15	g/m³ N	0.002	0.002	0.003 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m³ N/h	0.07 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.07 未満	0.07 未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	9 未満	11 未満	12 未満	10 未満	11 未満	10 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	30	40	33	31	27	30	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m³N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	1.89	mg/m³N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m³N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m³N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng−TEQ∕m³N	_	0.000047	0.022	_	0.014	0.036	ダイオキシン類対策特別措置法

[○]測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。